

皇學館大学研究開発推進センター紀要 第三号
平成二十九年三月一日発行（抜刷）

資料

日本後紀史料（稿）

——延暦十一年——

史料編纂所

日本後紀史料（稿）——延暦十一年——

史料編纂所

連載にあたって

『続日本紀史料』全二十巻二十二冊が完結したのは、平成二十六年三月のこと。第一巻の出版が昭和六十二年二月だから、完成までに実に二十八年の歳月を費やしたことになる。

しかも、『続日本紀史料』の編纂は、皇學館大学研究開発推進センターの前身にあたる皇學館大学史料編纂所の開設（昭和五十三年四月）にまで遡るから、かかる準備の期間もふくめれば、この事業にはおよそ三十七年を要したことになる。回顧すれば、長期にわたる編纂作業はそれなりに苦労も多かったが、今となつては昔話である。それよりも、『続日本紀史料』完成後、次の事業をどうするかという問題が持ち上がったときのほうが頭が痛かった。六国史編年部門としては、『続日本紀史料』が完結した以上、その前後の国史、すなわち、『日本書紀』か『日本後紀』を対象とした編年史料集の編纂に着手すべきだが、いずれを取り上げるにしても大きな障害があった。

周知のように、『日本書紀』の古い部分の年紀には延長があり、編年史料集の座標軸には利用できない。また、いっぽうの『日本後紀』は、『続日本紀』に続

く堂々たる国史でありながら、全四十巻のうち現存するのは纔わづか十巻であつて、『日本書紀』とは別の意味で、編年史料集の基軸に据えるには心もとないところがあつた。

こうした外的な要因から、『続日本紀史料』につぐ編年史料集の編纂にはなかなか踏み切れないでいたが、さりとて部門を開店休業にするわけにもいかず、当面の策として二つの事業を掲げた（『続日本紀史料』の補訂と、同書の活用に向けた文献解題の作成についてはここではふれない）。

一つは、『日本書紀史料』（假称）作成のための準備で、具体的には、信頼のける『日本書紀』のテキスト作りに向けた古写本の調査である。こちらは、すでに熱田本『日本書紀』の調査・研究でかなりの成果をあげている。科学研究費などの交付をうけて撮影した熱田本全巻の影印が、やがて刊行の運びとなる。

いま一つが、『日本後紀史料』（假称）の刊行に向けた『日本後紀史料（稿）』の作成である。これは、『続日本紀史料』が網羅しえなかつた桓武天皇朝の残りの部分（延暦十一年から大同元年まで）について、『続日本紀史料』と同様の体裁の原稿を用意し、後日の『日本後紀史料』の刊行に備えようというものである。

ここに『皇學館大学研究開発推進センター紀要』の紙面を藉かりて連載を開始するのは、まさにその原稿である。第一回は、延暦十一年分を掲載する。

右にものべたとおり、『続日本紀史料』は第一巻刊行までに九年の準備期間を要したが、この難事業に取り組まれたのは、元史料編纂所所員で現皇學館大学長の清水潔氏である。氏は、日本を代表する古代史研究者だが、その清水氏の力をもってしても、刊行までにはこれだけの歳月を必要としたのである。ましてや、われわれ非才があらたに『日本後紀史料』の稿を起こそうとすると、『続日本紀史料』と同じか、あるいはそれ以上の準備期間を必要とすることは火を觀るよりも瞭かである。それゆえ、『続日本紀史料』完結から僅々三年の準備期間で、「日本後紀史料(稿)」の公開に踏み切ることに懸念も多い。と同時に、不備の謗りは免れないであろう。

ただ、『続日本紀史料』完結後も、六国史編年部門としてそれなりに事業を継続していることを内外に周知していただく必要がある、敢て忸怩たる思いで未定稿を公開する次第である。もとより不備は承知の上だが、将来の『日本後紀史料』の刊行に向けた基礎工事とお考えいただければ幸いである。かかる微意をお汲み取りいただき、この事業に対する、博雅のご批正とご支援を乞うこと切である。

(皇學館大学研究開発推進センター副センター長 荊木 美行)

〔附記〕

なお、当初は本号に延暦十二年分(遠藤慶太担当)も掲載するつもりで組版までしたが、紙幅が大幅に超過することから、やむなくこれを次号送りとした。ご諒解を乞う次第である。

日本後紀史料(稿) 凡例

一、「日本後紀史料(稿)」は、『続日本紀』につぐ勅撰の歴史書『日本後紀』を基軸に、関聯資料を併載した編年史料集である。対象とするのは、『日本後紀』が網羅する延暦十一年(七九二)より天長十年(八三三)の四十二年間である。

一、史料の排列は、先行する『続日本紀史料』を踏襲した。即ち、同一記事では、冒頭に『日本後紀』を置き、以下、原則として『類聚國史』『日本紀略』『扶桑略記』を排し、さらに年代記・記録文書類等の関係史料をほぼ成立年代順に掲げた。

一、ただし、『日本後紀』は散逸が甚だしく、現存するのは全四十巻のうち、巻第五・八・十二・十三・十四・十七・二十・二十一・二十二・二十四の十巻であるため、これらの期間については『日本後紀』の記事をそのまま掲げることが可能だが、それ以外の期間については、『類聚國史』『日本紀略』などに残る『日本後紀』逸文によった。

一、『日本後紀』本文については、三条西家本を底本とし、朝日新聞社本・新訂増補国史大系本・訳注日本史料本などを参照した。

一、一々の史料について網文を立て事実の概要を示し、読者の便宜とした。『日本後紀』若しくはその逸文が存する場合はその文に準拠し、併せて『日本紀略』前篇を参照した。それ以外の史料によって網文を立てる場合も、努めて史料中の表現を用いた。

一、歴代天皇及び朝廷の記事は、原則として主語を省いた。人名に係る官位・姓は原則として記さないが、薨卒記事には官位・姓を、賜姓記事には姓を附した。

一、木簡・金石文等の断片的な史料や、年月日に係けて網文を立てるに至らない史料等は、「雑載」として、是月条または是年条に収めた。

一、年紀に諸説があるものや、内容の真偽が定まらないについても広く採録し、注記でその旨を断った。

一、引用の史料は、信頼における校訂本がある場合はそれにしたがうが、『類聚三代格』『東大寺要録』など、主要な史料については定評のある古写本にあたり、字句を確認した。依拠した写本については、史料名の下に注記した。

一、「参考」には、参考とすべき史料を掲出したが、本文掲出は最小限に留め、他は史料の所在を注記するにとどめた。

一、上欄見出しは、主に主要用語を掲げ、ほかに便宜、史料を要約して参考に供した。

一、史料本文には、可能な限り句読点・返点等を附して、参考に供した。

一、編者が注記した文は、首に○を加えて史料のあとに掲げ、また原文中の傍注等には（ ）を施し原文と区別した。

一、原稿の作成には、荊木美行（延暦十一年）があたり、全体の調整は荊木と遠藤慶太が行った。なお、素稿の作成に関しては、川合洋子・橋倉雄二氏の協力を得た。

延暦十一年壬申 (七九二年)

正月 大盡
丙辰朔

一日(丙辰) 大極殿に御して、朝賀を受けたまふ。

〔類聚國史〕 卷第七十一 歳時二 元日朝賀

十一年春正月丙辰朔。皇帝御大極殿受朝賀。

〔日本紀略〕 前篇十三

壬申十一年正月丙辰朔。皇帝御大極殿受朝賀。

二日(丁巳) 侍臣を前殿に宴し御被を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第七十一 歳時二 元日朝賀

丁巳。宴侍臣於前殿。賜御被。

七日(壬戌) 南院に御して、五位以上を宴して祿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

十一年正月壬戌。御南院。宴五位以上。賜祿有差云々。
事具位部。叙

〔類聚國史〕 卷第七十一 歳時二 七日節會

十一年正月壬戌。御南院。宴五位以上。賜祿有差。

敍位あり。

〔日本紀略〕前篇十三

壬戌。敍位。

〔公卿補任〕延曆十五年條

〔參議〕從四位下 和家曆_{六十三}三月一日壬辰任。七月廿八日正四下。

〔中略〕十一年正月壬戌從五上。〔後略〕

〔外記補任〕

延曆十一年

大外記外從五位下高村忌寸田使_{正月七日}敍任

池原諸梶_{三月轉任}〔後略〕

九日（甲子）諸院を巡覽したまひ、猪隈院に於いて五位已上をして射せしめ、中りたる者に錢を賜ふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇巡幸

桓武天皇延曆十一年正月甲子。車駕巡_レ覽諸院。於_レ猪隈院。令_下五位已上_二射_上。賜_二中者錢_一。射罷賜_二五位已上及内命婦帛_一有_レ差。

〔類聚國史〕卷第七十二 歲時三 射禮

桓武天皇延曆十一年正月甲子。車駕巡_レ覽諸院。於_レ猪隈院。令_下五位已上_二射_上。賜_二中者錢_一。射罷賜_二五位已上及内命婦帛_一有_レ差。

〔日本紀略〕 前篇十三

甲子。車駕巡_レ覽諸院。於_二猪隈院_一。令_下五位已上_上射。賜_二中者錢_一。

十一日(丙寅)陸奥國の言によるに、斯波村の夷、使を遣はして、伊治村の俘等の遮鬪を制し、永く降路を開かむことを請ふが故に、物を賜ひて放還すれど、常賜に加ふること勿からしむ。

〔類聚國史〕 卷第百九十 風俗 俘囚

桓武天皇延暦十一年正月丙寅。陸奥國言。斯波村夷膽澤公阿奴志己等。遣_レ使請曰。己等思_レ歸_二王化_一。何日忘之。而爲_二伊治村俘等所_レ遮。無_レ由_二自達_一。願制_二彼遮鬪_一。永開_二降路_一。即爲_レ示_二朝恩_一。賜_レ物放還。夷狄之性。虛言不實。常稱_二歸服_一。唯利是求。自今以後。有_二夷使者_一。勿_レ加_二常賜_一。

十四日(己巳)是より先、藥物往々にして出す。

〔日本紀略〕 前篇十三

己巳。先是。藥物往々出。公卿詣_レ闕上表曰。云々。

十五日(庚午)傳燈大法師施曉の奏により、本寺の供を以て沙門の釋侶の住處に給ひ、山背國の百秦刀自女ら三十一人、其の心願に従ひ咸_{みな}得度せしむ。

〔類聚國史〕 卷第百八十七 佛道十四 度者

十一年正月庚午。傳燈大法師位施曉奏曰。竊以。眞理無_レ二。帝道亦一。敷_レ化之門是異。覆載之功乃同。故衛_二護萬邦_一。唯資_二於佛化_一。弘_二隆三寶_一。靡_レ非_二帝功_一。夫沙門釋侶。三界旅人。離_レ國離_レ家。無_レ親無_レ族。或坐_二山林_一而求_レ道。或蔭_二松栢_一而思_レ禪。雖_レ有_二避世出塵之操_一。不_レ忘_二護國利人之行_一。而糧粒罕_レ得。飢餓常切。伏望以_二本寺供_一。給_二彼住處_一。則緇徒獲_レ全_二百年之命_一。聖化遠流_二千載之表_一。又山背國百秦忌寸刀自女等卅一人。俱發_二誓願_一。奉_二爲聖朝_一。自_二去寶龜三年_一。迄_二于今年_一。每年春秋。悔過修福。願_二其精誠_一。實可_二隨喜_一。伏望從_二其心願_一。咸令_二得度_一。並許_レ之。

〔元亨釋書〕 卷第二十三 資治表四 桓武

十有一年。春正月。給_レ供于頭陀所。賜_レ度于山背秦氏。(中略)

延曆十一年。正月。沙門施曉奏曰。竊以。眞理無_二。帝道惟一。敷_レ化之門雖_レ異。覆載之功乃同。故衛_レ護萬邦。唯資_レ於佛化。弘_レ隆_三寶。靡_レ非_三帝功。又夫沙門釋子。三界旅人。離_レ家離_レ鄉。無_レ親無_レ族。或坐_三山林_一而求_レ道。或蔭_三松栢_一而思_レ禪。雖_レ有_二避_レ世出塵之操。不_レ忘_三護_レ國利_レ人之行。而糧粒罕得。飢餓常切。伏望。本州國分之供。分給_レ彼所。然則。輜徒得_二不_レ虞而修。聖恩有_二弗_レ督而化。制可。又奏曰。山背之民秦氏及女某等三十一人。自_三去寶龜三年_一迄_レ今。每歲春秋悔過修練。其精誠寔可_レ憐。伏願。天慈賜_レ度。又旌_レ善之一化也。制可。是歲。田一千畝納_三梵釋寺_一。

十七日(戊寅)南院に幸して射を觀たまふ。

〔類聚國史〕 卷第七十二 歲時三 射禮

壬申。幸_三南院_一觀_レ射。

〔日本紀略〕 前篇十三

壬申。幸_三南院_一觀_レ射。

二十日(乙亥)登勒野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

十一年正月乙亥。遊_レ獵于登勒野。獵罷臨_三葛野川_一。賜_レ從臣酒。

二十三日(戊寅)山背國の地四十町を紀船守に賜ふ。

〔日本紀略〕 前篇十三

賜酒

戊寅。山背國地冊町賜大納言紀船守。

二十七日(壬午) 地、震ふ。

〔類聚國史〕 卷第一百七十一 災異五 地震

十一年正月壬午。地震。

〔日本紀略〕 前篇十三

壬午。地震。

二十八日(癸未) 藤原小黒麻呂、奉獻す。五位以上及び藤原氏の六位以上に物を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第七十八 奉獻 獻物

十一年正月癸未。大納言正三位藤原朝臣小黒麻呂奉獻。五位以上及藤原氏六位以上賜物有差。

二十九日(甲申) 白氣、日を貫く。

〔日本紀略〕 前篇十三

甲申。白氣貫日。

【参考】

〔晋書〕 卷第十二 天文志中 史傳事驗(中華書局本)

恭帝元熙二年正月壬辰。白氣貫日。東西有直珥。各一丈。白氣貫之交市。

二月 大盡
丙戌朔

一日（丙戌）大極殿に御して、朝禮を聽きたまふ。

〔類聚國史〕 卷第二十八 帝王八 天皇聽朝

桓武天皇延曆十一年二月丙戌朔。皇帝御大極殿。聽朝禮也。

〔日本紀略〕 前篇十三

二月丙戌朔。皇帝御大極殿。聽朝禮也。

二日（丁亥）任官あり。

〔日本紀略〕 前篇十三

丁亥。任官。

〔公卿補任〕 延曆十一年條

（參議 從四位上） 石川眞守

右大辨。二月丁亥兼大和守。四月轉兼左京大夫。

〔公卿補任〕 延曆十五年條

（參議 從四位下） 和家磨_{三十一} 三月一日壬辰任。七月廿八日正四下。

（中略） 二月丁亥兼美乃介（助如元）。（後略）

六日（辛卯）水生野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

二月辛卯。遊_レ獵於水生野_一。

〔日本紀略〕 前篇十三

辛卯。遊_レ獵於水生野_一。

七日 (壬辰) 侍臣を宴す。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

二月壬辰。宴_レ侍臣。賜_レ物有_レ差。

十日 (乙未) 任官あり。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙未。任官。

〔公卿補任〕 延暦二十四年條

(參議) 正四位下 菅野真道_{六十} (中略)

十一年二月乙未治部大輔 (學士佐守如_レ元)。(後略)

十五日 (庚子) 伊豫親王、冠す。

〔日本紀略〕 前篇十三

庚子。伊豫親王冠。

十八日 (癸卯) 大原野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

癸卯。遊_レ獵于大原野。

〔日本紀略〕 前篇十三

癸卯。遊_レ獵于大原野。

十九日（甲辰）大和國高市郡の水田一町を長谷・川原寺に施入す。

〔類聚國史〕 卷第百八十二 佛道九 寺田地

十一年二月甲辰。以_レ大和國高市郡水田一町。施_レ入長谷川原寺。

二十七日（壬子）栗前野に遊獵したまひ、罷りて右大臣藤原是公の別業に御す。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

壬子。遊_レ獵于栗前野。獵罷御_レ右大臣藤原朝臣是公別業。賜物有_レ差。

二十八日（癸丑）諸衛府を率ゐて平城の舊宮を守らしむ。

〔日本紀略〕 前篇十三

癸丑。率_レ諸衛府守_レ平城舊宮。

二十九日（甲寅）京中を巡幸したまひ、藤原乙叡の第に御し、宴飲して樂を奏す。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇巡幸

二月甲寅。巡_レ幸京中。御_レ兵部大輔從四位下藤原朝臣乙叡第。宴飲奏_レ樂。父右大臣繼繩獻_レ布帛。賜_レ從官有_レ差。

大臣孫正六位上諸主授_レ從五位下。

父の右大臣繼繩奉獻す

從官に物を賜ひ、大臣の孫諸主に位を授く

〔日本紀略〕 前篇十三

甲寅。巡幸京中。御兵部大輔藤原乙叡第。宴飲奏樂。

三十日（乙卯）大藏省、善珠法師に施す所の絁綿の類、法師辭びて受けざるにより、官庫に返納せむことを奏請す。

〔類聚國史〕 卷第百八十六 佛道十三 施物僧

桓武天皇延暦十一年二月乙卯。大藏省奏請。頃年所施善珠法師絁綿類。以法師辭而不受。物實在省。伏望依數返納官庫。上聞而驚焉。

是月 雜載

〔三所太神宮例文〕

^{第廿一}若磨 祭主広見孫也。延暦十一年二月廿日任。在任五年。今年太神宮臨時遷宮。

三月 小盡
丙辰朔

二日（丁巳）南園に幸して禊飲したまふ。

〔類聚國史〕 卷第七十三 歲時四 三月三日

十一年三月丁巳。幸南園。禊飲。命群臣賦詩。賜綿有差。

〔日本紀略〕 前篇十三

三月丁巳。幸南園。禊飲。

【參考】

〔令義解〕 雜令40、諸節日條

九正月一日。七日。十六日。三月三日。五月五日。七月七日。十一月大嘗日。皆爲節日。其普賜。臨時聽勅。

十日（乙丑）榎谷に行幸す。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙丑。行幸榎谷。

十七日（壬申）詔旨に遵わず、職に背きて出去するにより、安曇繼成を佐渡國に流す。特に恩旨有りて死を減ずるなり。

〔類聚國史〕 卷第八十七 刑法一 配流

十一年三月壬申。流内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國。初安曇高橋二氏常爭供奉神事。行立前後。是以去年十一月新嘗之日。有勅以高橋氏爲前。而繼成不遵詔旨。背職出去。憲司請誅之。特有恩旨以減死。

〔西宮記〕 卷第六 (裏書)

延曆十一年三月壬申。流_レ内膳奉膳正六位上安曇宿禰繼成於佐渡國。初安曇高橋二氏。常爭_レ供_レ奉神事。行立前後。是以前年十一月新嘗會之日。有_レ勅。以_レ高橋氏爲_レ前。而繼成不_レ遵_レ詔旨。背_レ職出去。憲司請_レ誅。特有_レ恩旨。以減死_レ論。

〔本朝月令〕 六月 (九條家舊藏本、宮内廳書陵部藏)

同日神今食祭事。見_レ儀式。

高橋氏文

神今食

日本紀

高橋氏文云。太政官符神祇官。定_レ高橋安曇二氏供_レ奉神事御膳。行立先後_上事。右被_レ右大臣宣_レ稱。奉_レ勅。如_レ聞。先代所_レ行。神事之日。高橋朝臣等立_レ前供奉。安曇宿禰等。更无_レ所_レ爭。但至_レ于飯高天皇御世。靈龜二年十二月。神今食之日。奉膳從五位下安曇宿禰刀語_レ典膳從七位上高橋朝臣乎具須比_レ曰。刀者官長年老。請_レ立_レ前供奉。此時。乎具須比答云。神事之日。供_レ奉御膳者。膳臣等之職。非_レ他氏之事。而刀猶強論。乎具須比不肯。如此相論。聞_レ於内裏。有_レ勅判。累世神事。不_レ可_レ更改。宜依_レ例行_レ之。自爾以來。无_レ有_レ爭論。至_レ于寶龜六年六月。神今食之日。安曇宿禰廣吉強進_レ前立。與_レ高橋波麻呂相爭。挽_レ却廣吉。事畢之後。所司科_レ祓。于時波麻呂固辭。无_レ罪何共爲_レ祓。是言上聞。更有_レ勅判。上中之祓。科_レ廣吉訖。其後廣吉等。妄以_レ僞辭。加_レ附氏記。以此申聞。自得_レ爲_レ先。因_レ玆高橋朝臣等。雖不_レ敢披訴。而憂憤之狀。稍有_レ顯聞。去延曆八年。爲_レ有_レ私事。各進_レ記文。即喚_レ二氏。勸_レ問事由。兼搜_レ檢日本紀及二氏私記。乃知_レ高橋氏之可_レ先。而事經_レ先朝。不_レ忍_レ卒改。思_レ欲令_レ一先一後彼此無_レ憂。雖未_レ勅_レ所司。而每_レ臨_レ祭事。宜_レ知_レ二氏_レ遞令_レ先後。而今内膳司奉膳正六位上安曇宿禰繼成。去年六月十一月十二月。三度神事。頻爭_レ在_レ前。猶不肯進。仍勅_レ應_レ遞先後_レ之狀。比來頻已告訖。宜_レ此度依_レ次令_レ高橋先。而繼成不_レ奉宣勅。直出而退。竟不_レ供奉。爲_レ臣之理。豈如此乎。宜_レ稽_レ故事。以定_レ其次。兼論_レ所_レ犯。准_レ法科斷_上者。謹案_レ日本紀。卷向日代宮御宇大足彥忍代別天皇五十三年。巡_レ狩東國。渡_レ淡水門。是時間_レ覺駕鳥之聲。欲_レ見_レ其形。尋_レ之出_レ海中。仍得_レ白蛤。於是膳臣遠祖名磐鹿六鷹。以_レ藉爲_レ手繩。白蛤爲_レ膾而進_レ之。故美_レ六鷹臣。而賜_レ膳大伴部。檢_レ其家記。略同_レ於此。是高橋氏預_レ奉御膳之由也。降及_レ輕嶋明宮御宇譽田天皇三年。

處々海人訕_レ吠之_レ不_レ從_レ命。乃遣_三安曇連祖大濱宿禰。平之日。爲_三海人之宰。是安曇氏預_三奉御膳_二之由也。又安曇宿禰等歎云。御間城入彦五十瓊殖天皇御世。己等遠祖大栲成吹火始奉_三御膳_二者。仍檢_三其私記文_一。追注行下。筆迹殊拙不_レ庶_レ字。奸詐之端於是見矣。然則考_三之國史_一。求_三之家記_一。磐鹿六鴈委_三質於前_一。大濱宿禰策_三名於後_一。時經_三五代_一。逾_三二百_一。相去懸遠。更无_レ可_レ疑_三先後之次_一。事已灼然。理須_下以_三高橋_一爲_レ先。安曇在_レ後。又繼成固_三執僞記_一。臨_レ事爭_レ先。恣意遁去。遂不_レ供奉。不_レ承_三詔命_一。無_三人臣禮_一。此而不_レ正。何以懲_レ後。仍案_三職制律_二云。對_三捍詔使_一。而無_三人臣之禮_一者絞。名例律云。對_三捍詔使_一。而無_三人臣之禮_一者。爲_三大不敬_一。又云。犯_三八虐_一獄成者除名者。今繼成所犯。准_レ犯依_レ律。處_三絞刑_一。令_三除名_一。謹具_レ狀奏聞者。奉_レ勅。宜_下宥_三其死_一。以處_中遠流_上。自餘依_レ奏者。官宜_三承知_一。以爲_三永例_一。符到奉行。延曆十一年三月十九日₍₇₄₄₎。

二十日(乙亥)美作國、白雉を獻ず。

〔類聚國史〕卷第百六十五 祥瑞上 雉

十一年三月乙亥。美作國獻_三白雉_一。

〔日本紀略〕前篇十三

乙亥。美作國獻_三白雉_一。

【參考】

〔延喜式〕卷二十一 治部省

(前略) 白雉。岱宗之精也。(中略)

右中瑞

二十三日（戊寅）失火に遭ひたるにより天照太神の宮を造る。

〔類聚國史〕 卷第三 神祇三 伊勢太神

十一年三月戊寅。造伊勢國天照太神宮。以遭失火也。

〔日本紀略〕 前篇十三

戊寅。造伊勢國天照太神宮。以遭失火也。

○夜盜ありて伊勢太神宮の正殿・財殿等を焼きしこと延暦十年八月三日條（『續紀史料』二十一・627）、參議紀古佐美らを遣はして神宮の焚かれたるを謝し、また使を遣はして修造せしむこと同月十四日（『續紀史料』二十一・641）、伊勢太神宮の宮司・禰直、度會郡司らを推問すること同年九月是月（『續紀史料』二十一・652）、伊勢太神宮の大内人・度會郡司らに大祓を科し解任せしこと同年十月是月（『續紀史料』二十一・660）、造太神宮司を任すること同年十二月是月（『續紀史料』二十一・676）條參照。

曲宴ありて、五位以上に錢を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

三月戊寅。曲宴。賜五位以上錢有差。

四月 小盡
乙酉朔

二日(丙戌) 大納言紀船守薨ず。詔して、正二位右大臣を贈りたまふ。

〔日本紀略〕 前篇十三

四月丙戌。大納言紀船守薨。詔贈正二位右大臣。

〔公卿補任〕 天應元年條

(參議) 從四位上 紀船守 六月廿七日任。權中將如元。七月丁卯兼內藏頭。天平三年辛未生。

紀角宿禰十世之孫。從七位下猿取男(或云。鉦邑孫。抹取子)。

〔頭書云〕 小野宮本云。贈太政大臣正一位諸人長子。或本云。押勝謀反之時。以授刀射殺逆黨中衛將監矢田部老麿。

天平寶字年中起家任授刀。八年九月大師押勝謀反。高野天皇遣使收中院鈴印。押勝聞之令其子訓儒麿等奪之。天皇遣使射殺之。于時授刀從七位下船守令射殺之。依此功授從五位下勳五等。神護景雲二年十一月己亥爲檢校兵庫軍監。三年三月戊寅兼紀伊介(近衛將監如元)。四年八月丁巳兼紀伊守(將監如元)。寶龜二年閏三月戊子朔兼但馬介。十一月丁亥從五上。五年兼內廐助。六年九月戊午爲近衛員外少將。八年正月戊寅土左守。九年十二月庚子近衛少將(守如元)。十年正月癸丑正五上。十一年九月癸卯從四下。天應元年四月癸丑從四位上。五月乙丑爲近衛權中將。六月廿七日甲寅任參木(中將如元)。

〔公卿補任〕 延曆十一年條

(大納言) 正三位 紀船守六十 四月二日薨。式部卿。近衛大將。天皇甚哀悼。不視事三日。贈右大臣正二位。(參議五年。中納言七年。近

衛大將八年。大納言二年。)

【参考】

〔紀氏系圖〕 (群書類從)

猿取 從五上

船守 正三大納言
參木式部卿延曆十一四二薨六十二

梶長 正三中納言
大同元十三薨五十三

家守 從四上三乃守
三木左大辨

田長 從四下

女子 平城妃

○藤原仲麻呂の叛亂に際し、仲麻呂と天皇が中宮院の鈴印を奪い合ひ、詔使として仲麻呂の遣はした中衛將監矢田部老を射殺し印を奪ひしこと天平寶字八年九月十一日〔續紀史料〕十三一64)、時に授刀あり。その功により從五位下に同日敘せらる。功田八町を賜ひ、子に傳へしを許されしこと天平神護二年二月廿一日〔續紀史料〕十四一10)、檢校兵庫軍監に任ぜられしこと神護景雲二年十一月廿九日〔續紀史料〕十五一113)、近衛將監從五位下で紀伊介を兼ねしこと同三年三月十日〔續紀史料〕十五一165)、近衛少將で紀伊守を兼ねしこと寶龜元年八月廿八日〔續紀史料〕十五一458)、再度近衛將監とありて但馬介を兼ねしこと同二年閏三月一日〔續紀史料〕十六一132)、從五位上に敘せられしこと同一年十一月廿五日〔續紀史料〕十六一228)、紀伊守のままて近衛員外少將に任ぜられしこと同六年九月廿七日〔續紀史料〕十七一232)、土佐守を兼ねしこと同八年正月廿五日〔續紀史料〕十七一402)、内厩助・土佐守のまま近衛少將に任ぜられしこと同九年二月廿三日〔續紀史料〕十八一15)、正五位上に敘せられしこと同十年正月十三日〔續紀史料〕十八一122)、從四位下に敘せられしこと同十一年十月十三日〔續紀史料〕十八一359)、從四位上に敘せられしこと天應元年四月十五日〔續紀史料〕十八一537)、内厩助のまま近衛員外中將に任ぜられしこと同年五月七日〔續紀史料〕十八一543)、參議に任ぜられしこと同年六月二十七日〔續紀史料〕十八一582)、内厩頭を兼ねしこと同年七月十日〔續紀史料〕十八一587)、内厩頭のまま常陸守を兼ねしこと延暦元年六月二十日〔續紀史料〕十九一49)、正四位下に敘せられしこと同月二十一日〔續紀史料〕十九一51)、内厩頭・常陸守のまま近衛中將に任ぜられしこと同二年二月二十五日〔續紀史料〕十九一117)、正四位上に敘せられしこと同年七月十九日〔續紀史料〕十九一174)、造長岡宮使に任ぜられしこと同三年六月十日〔續紀史料〕十九一253)、賀茂社に奉幣し遷都の由を告げしむこと同月十三日〔續紀史料〕十九一256)、内厩頭・常陸守のまま中宮大夫を兼ねしこと同年七月十三日〔續紀史料〕十九一264)、遷都により賀茂上下二社を從二位に敘すため遣はされしこと同年十一月二十日〔續紀史料〕十九一294)、從三位に敘せられしこと同年十二月二日〔續紀史料〕十九一298)、中宮大夫・常陸守のまま近衛大將に任ぜられしこと同四年正月十五日〔續紀史料〕十九一318)、中納言に任ぜられしこと同年十一月二十五日〔續紀史料〕十九一505)、中納言・近衛大將のまま式部卿を兼ねしこと同五年二月十七日〔續紀史料〕二十一21)、皇太子元服に冠を加ふこと同七年正月十五日〔續紀史料〕二十一171)、征東將軍紀古佐美の敗軍の状を太政官曹司において勘問せしこと同八年九月十九日〔續紀史料〕二十一352)、正三位に敘せられしこと同九年二月二十七日〔續紀史料〕二十一408)、大納言に任ぜられしこと同十年正月十六日〔續紀史料〕二十一565)、山背國地四十町を賜はりしこと同十一年正月二十三日條參照。

攝津國嶋上郡に在りし菅原寺・梶原僧寺・尼寺の野を法制に縁りて本主に還與し、大井寺・藤原不比等・藤原房前・藤原清河の野は舊に隨ひて給す。

〔類聚國史〕 卷第百八十二 佛道九 寺田地

四月丙戌。在_三攝津國嶋上郡菅原寺野五町。梶原僧寺野六町。尼寺野二町。或寺家自買。或債家所償。並縁_三法制。還_三與本主。大井寺野廿五町。贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等野八十七町。贈太政大臣正一位藤原朝臣房前野六十七町。故入唐大使贈從二位藤原朝臣清河野八十町。或久載_三寺帳。或世爲_三家野。因隨_レ舊給_レ之。

二十一日(乙巳) 近衛大將を任ず。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙巳。任官。從四位下大中臣諸魚爲_三近衛大將。云々。

近衛・中衛兩府の大將、舊に依り從四位上の官と爲す。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙巳。(中略) 勅。近衛中衛兩府大將。元從四位上官也。去天平神護元年。改爲_三正三位官。宜_三依_レ舊爲_三從四位上官。

○中衛大將の相当位を正三位に改めしこと天平寶字二年八月二十五日(『續紀史料』十一―37)、近衛大將が正三位の官となりしこと天平神護元年二月三日條(『續紀史料』十三―27)参照。なほ、近衛大將が從三位、中衛大將が正四位上に改められしこと延暦十八年四月二十七日に見ゆ。

二十五日(己酉) 曲宴ありて、五位已上に帛を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

四月己酉。曲宴。賜_三五位已上帛_二有_レ差。

五月 大盡
甲寅朔

六日（己未）頻年、旱災有るを以て馬射を停む。侍臣に宴し、樂を奏す。

〔類聚國史〕 卷第七十三 歲時四 五月五日

十一年五月己未。停馬射。以頻年有旱災也。宴侍臣。奏樂。賜物有差。

〔日本紀略〕 前篇十三

五月己未。停馬射。以頻年有旱災也。

十一日（甲子）唐女の李自然に位を授く。

〔日本紀略〕 前篇十三

甲子。唐女李自然授從五位下。自然從五位下春日淨足之妻也。入唐娶自然爲妻。歸朝之日。相隨而來。

春日朝臣淨足の妻

十七日（庚午）葛野川に幸し、右大臣藤原繼繩の別業に御す。

〔日本紀略〕 前篇十三

庚午。幸葛野川。便御右大臣藤原繼繩別業。

六月 大盡
甲申朔

一日（甲申）寒きにより、人絮を著す。

〔日本紀略〕 前篇十三

六月甲申朔。寒。人或著絮。

三日（丙戌）任官あり。

〔日本紀略〕 前篇十三

丙戌。任官。

五日（戊子）皇太子安殿親王病むにより、畿内名神に奉幣す。

〔日本紀略〕 前篇十三

戊子。奉幣於畿内名神。以皇太子病也。

○皇太子の寝膳、適に乖けるにより、京下の七寺に於て誦經せしこと延暦九年九月三日（『續紀史料』二十一499）、宿禰に縁り伊勢太神宮に向ひたまひしこと延暦十年十月二十七日（『續紀史料』二十一659）、帰京せしこと同年十一月十一日條（『續紀史料』二十一668）参照。

七日（壬戌）勅して、京畿・七道諸國の兵士は停廢に従ふも、陸奥・出羽・佐渡三國と大宰府の兵士は舊に依りて置きたまふ。

〔類聚二代格〕 卷第十八 軍毅兵士鎮兵事

勅。随時宣化。救弊之術已殊。垂機濟民。爲治之方斯在。朕視膺寶曆。嗣守洪基。每念黎蒸。无忘鹽錄。頃年在外國司多乖朝憲。頻頒制令。罕能遵行。夫兵士之設備於非常。而國司軍毅非理役使。徒致公家之費。還爲奸吏之資。靜言於此。爲弊良深。宜京畿及七道諸國並從停廢。以省勞役。但陸奥出羽佐渡等國及大宰府者。

勞役

邊要

地是邊要不_レ可_レ無_レ備。所_レ有_レ兵士宜_レ依_レ舊置。諸司品部等戸。本司徵役。特甚_レ平民。遂令_レ逃散不_レ聊_レ其生。如此等之色其數居多。宜_下量_二閑劇_一。随_レ事省却_上。主者施行。

延曆十一年六月七日

〔類聚二代格〕 卷第十八 軍毅兵士鎮兵事

太政官符

應_二依_レ舊置_三兵士_二事

右得_二長門國解_一稱。謹奉_二去延曆十一年六月七日勅書_一稱。夫兵士之設備_二於非常_一。傳馬之用給_二於行人_一。而軍毅非理役使。國司恣心乘用。徒致_二公家之費_一。還爲_二奸吏之資_一。靜言_二於此_一。爲_レ弊良深。宜_下京畿及七道諸國。兵士傳馬並從_二停廢_一以省_中勞役_上。但陸奥出羽佐渡等國及大宰府者。地是邊要不_レ可_レ無_レ儲。所_レ有_レ兵士宜_レ依_レ舊者。(中略)

延曆廿一年十二月

〔弘仁格抄〕 下 格卷八

勅

同十一年六月七日

○、諸國の兵士を悉く停止せしこと天平十一年五月二十五日〔續紀史料〕七―209、舊に依りて兵士を點差せしこと同十八年十二月十日〔續紀史料〕八―575、殷富の百姓で才弓馬に堪へる者を點びその当番ごとに武藝を習はしめ、徵發に屬てしこと寶龜十一年三月十六日〔續紀史料〕十八―299條參照。

十日 (癸巳) 皇太子久しく病む。諸陵頭を淡路國に遣はして、崇道天皇の靈に謝し奉らしむ。

〔日本紀略〕 前篇十三

癸巳。皇太子久病。卜之。崇道天皇爲_レ崇。遣_二諸陵頭調使王等於淡路國_一。奉_レ謝_二其靈_一。

【参考】

〔類聚國史〕 卷第二十五 帝王五 追號天皇 崇道天皇

延曆十九年七月（二十三）己未。詔曰。朕有レ所レ思。宜下故皇太子早良親王。追稱崇道天皇。故廢皇后井上内親王。追復稱皇

后。其墓並稱中山陵。令下從五位上守近衛少將兼春宮亮丹波守大伴宿禰是成。率陰陽師衆僧。鎮謝在淡路國崇道天

皇山陵。壬戌（二十六）。分淡路國津名郡戸二烟。以奉守崇道天皇陵。大和國宇智郡戸一烟。奉守皇后陵。甲子（二十八）。遣少納

言從五位下稱城王等。以追尊事。告于崇道天皇陵。遣散位從五位下葛井王等。以復位事。告于皇后陵。

○廢太子早良親王が薨せしこと延曆四年十月十七日（續紀史料）十九（45）、親王を崇道天皇と追稱せしこと延曆十九年七月二十三日條參照。

十四日（丁酉）諸國の兵士、邊要の地を除く外は皆停廢に從ふにより、兵庫の鈴藏及び國府等の類は健兒を差して守衛に充つ。

〔類聚二代格〕 卷第十八 健兒事

太政官符

應差健兒事

大和國卅人	河内國卅人	和泉國廿人	攝津國卅人
山背國卅人	伊賀國卅人	伊勢國百人	尾張國五十人
參河國卅人	遠江國六十人	駿河國五十人	伊豆國卅人
甲斐國卅人	相模國百人	武藏國百五人	安房國卅人
上総國二百人	下総國一百五十人	常陸國二百人	近江國二百人
美濃國二百人	信濃國一百人	上野國一百人	下野國一百人
若狹國卅人	越前國一百人	能登國五十人	越中國五十人
越後國二百人	丹波國五十人	丹後國卅人	但馬國五十人
因幡國五十人	伯耆國五十人	出雲國一百人	石見國卅人

隱岐國卅人 播磨國一百人 美作國五十人 備前國五十人
備中國五十人 備後國五十人 安藝國卅人 周防國卅人
長門國五十人 紀伊國卅人 淡路國卅人 阿波國卅人
讚岐國五十人 伊豫國五十人 土左國卅人
以前被_(兼原備)右大臣宣_稱。奉_勅。今諸國兵士。除_{邊要地}之外。皆從_{停廢}。其兵庫鈴藏及國府等類。宜_下差_{健兒}以充_{守衛}。宜_下簡_{差郡司子弟}。作_{番令}守。

延曆十一年六月十四日

〔類聚二代格〕 卷第十七 蠲免事

太政官符

應_レ免_レ調健兒事

右得_{大和國解}稱。依_{太政官去延曆十一年六月十四日符}。差_{件人等}令_守衛國庫。以_{五人}爲_{二番}。即分_{卅人}作_{廿四番}。一人所_{直六十箇日}。而依_{延曆十四年閏七月十五日勅書}。減_{省雜徭}。卅日爲_{レ限}。緣_{此分}五人爲_{二兩番}。人數減少不_{レ足}分衛。更簡_{點之}加_{一倍者}。恐_{徭丁}欠少。不堪_{員具}。望_請。准_{承前兵士}免_レ調者。被_{大納言從三位神王宣}稱。奉_勅。依_請。山城河内攝津和泉亦准_レ此。

延曆十六年八月十六日

〔政事要略〕 卷第五十九 交替雜事 雜徭

弘兵格云。應_レ免_レ調健兒事

右得_{大和國解}稱。依_{太政官去延曆十一年六月十四日符}。差_{件人等}令_守衛國庫。以_{五人}爲_{二番}。即分_{卅人}作_{廿四番}。一人所_{直六十箇日}。(中略)

延曆十六年八月十六日

〔弘仁格抄〕下 格卷八

應_レ差_二健兒_一事

延曆十一年六月十四日

○兵士三百人を健兒としせしこと天平五年十一月十四日〔續紀史料〕六一282、諸道の健兒・儲士・選士の田租・雜徭の半ばを免ぜしこと天平六年四月二十三日〔續紀史料〕六一342、東海・東山・山陰・山陽・西海等の道の諸國の健兒を停止せしこと同年五月三日〔續紀史料〕七一65、伊勢・近江・美濃・越前四國の郡司子弟及び百姓の年四十已下二十已上で弓馬を練習せる者を簡點して健兒とせしこと天平寶字六年二月十二日條〔續紀史料〕十二1325 條參照。

十七日(庚子)勅して、淡路國をして崇道天皇の冢の下に隍を置き、濫穢せしむること勿らしめたまふ。

〔類聚國史〕卷第二十五 帝王五 追號天皇 崇道天皇

桓武天皇延曆十一年六月庚子。勅。去延曆九年。令_下淡路國充_二某親王_上崇道天皇。守冢一烟。兼隨近郡司專_中當其事_上。而不_レ存_二警衛_一。致_レ令_レ有_レ崇。自今以後。冢下置_レ隍。勿_レ使_二濫穢_一。

〔日本紀略〕前篇十三

庚子。勅。去延曆九年。令_下淡路國充_二某親王_上崇道天皇。守冢一烟。兼隨近郡司專_中當其事_上。而不_レ存_二警衛_一。致_レ令_レ有_レ崇。自今以後。冢下置_レ隍。勿_レ使_二濫穢_一。

二十二日(乙巳)雷雨ありて潦水滂沱にして、式部省の南門を倒仆す。

〔日本紀略〕前篇十三

乙巳。雷雨。潦水滂沱。式部省南門爲_レ之倒仆。

七月 小盡
甲寅朔

二日（乙卯）勅して、六世以下の王、姓を賜はらんことを請願すれば、願ふところの姓を注し、先づ官に申し然る後に行はしめたまふ。

〔類聚國史〕 卷第七十九 政理一 法制

桓武天皇延暦十一年秋七月乙卯。勅。頃年京職輒賜諸王姓。即著籍帳以成常。自今以後。六世以下之王。情願賜姓。注所願姓。先以申請。然後行之。

○『類聚國史』は「七月乙卯」（二日）に作るも、『類聚三代格』をはじめ、『弘仁格抄』などはいづれも「三日」（丙辰）に作れば今暫くこれに従ふ。

〔類聚三代格〕 卷第十七 國諱追號并改姓名事

太政官符

不_レ可_三輒改_三王之姓_二事

右被_二右大臣宣_一稱。奉_レ勅。如_レ聞。頃年之間。京職恣改_三王姓_二。輒着_三籍帳_一。積習爲_レ常。於事_レ商量。深非_二道理_一。自今以後。不_レ得_三更然_一。先注_三所願之姓_二。申_レ官待_レ報。然後改_レ之。

延暦十一年七月三日

〔弘仁格抄〕 下 格卷九

不_レ可_三輒改_三王之姓_二事

延暦十一年七月三日

〔日本後紀〕 卷十二 桓武天皇 延暦二十三年正月己亥（二十三日）條

己亥。制。延暦十一年七月三日格。六世已下王。情願_レ改_レ姓者。注_三所願之姓_二。先申_レ官待_レ報。然後改_レ之。不_レ得_二輒行_一者。頃年之間。未_レ有_二申請_一。既違_三格旨_一。自今以後。除_三承嫡_一之外。猶不_レ改者。宜_下抑_二止計帳_一。不_レ得_二疎漏_一。

三日（丙辰）本野王の父清直に淡海真人の姓を賜ふ。

〔日本三代實録〕 卷第三十八 陽成天皇 元慶四年八月十四日條

十四日乙未。正六位上本野王賜姓淡海真人。其先。出自天命開別天皇之後也。本野自言。親父清直。延曆十一年七月三日。賜姓淡海真人。而本野脫漏不預爲臣之例。故追賜焉。

齋内親王の禊の用度は神郡供給を停止し、正税を春き備へ齋宮寮家に運び送らしむ。また、神郡の百姓の請ひにより、齋宮寮年料の乾藁を輸すことを停めしむ。

〔類聚三代格〕 卷第一 齋王事

太政官符

一 齋内親王禊用度事

右内親王行禊之日。依例神郡供給。及儲雜物宜停止之。仍齋宮寮毎事儲之。其供給料稻二百卅束。春備正税運送寮家。但夫并馬。依承前例神郡行之。

一 齋宮寮年料乾藁事

右藁依例令輸。神郡百姓所進三千斤。而百姓等申云。調庸雜徭之外。輸一件乾藁。艱辛殊深者。宜停止輸藁。寮差神戶令効。其糧食料充用正税。

以前被^{（藤原繼體）}右大臣宣^{（藤原繼體）}。奉^{（藤原繼體）}勅。如右者。寮依件施行。自今以後永爲恒例。

延曆十一年七月三日

五日（戊午）桑棗の鞍橋を禁ず。

〔日本紀略〕 前篇十三

七月戊午。禁桑棗鞍橋。但舊者申所司燒印用之。

【参考】

〔延喜式〕 卷四十一 彈正臺

凡禁斷刈二大小麥青苗一。爲二馬草一賣買。并桑棗木鞍橋上。

二十四日 (丁丑) 曲宴ありて、五位以上に衣を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

七月丁丑。曲宴。賜五位以上衣。

二十五日 (戊寅) 勅して、夷爾散南阿破蘇、遠く王化を慕ひ情に入朝を望むにより、路次の國をして軍士三百騎を擇びて國堺に迎接し、専ら威勢を示さしめたまふ。

〔類聚國史〕 卷第九十 風俗 俘囚

七月戊寅。勅。今聞。夷爾散南公阿破蘇。遠慕王化。情望入朝。言其忠款。深有可嘉。宜路次之國。擇壯健軍士三百騎。迎接國堺。專示威勢。上

○陸奥の夷俘・俘囚を朝堂院に饗し、爵位を授けしこと本年十一月三日條に見ゆ。

二十七日 (庚辰) 兩京の豪富の室・市郭の人、送終の禮において奢靡を競ひ、典法に遵はざれば、自今以後更に然ることなからしむ。

〔類聚二代格〕 卷第十九 禁制事

太政官符

應禁斷兩京僭奢喪儀事

右被二右大臣宣一。併奉勅。送終之禮必從省要。如聞。豪富之室。市郭之人。猶競奢靡不遵典法。遂敢妄結隊伍。假設幡鐘。諸如此類不可勝言。貴賤既無等差。資財空爲損耗。既寔之後酣醉而歸。非唯虧損風教。實亦

深_レ蠹公私。宜_レ令_下所司_一嚴加_中捉搦_上。自今以後勿_レ使_二更然_一。其有_二官司相知故縱_一者。与_二所犯人_一並科_二違勅罪_一。仍於_二

延曆十一年七月廿七日

〔弘仁格抄〕下 格卷九

應_レ禁_二斷兩京僭_一奢喪儀_二事

延曆十一年七月廿七日

八月 大盡
癸未朔

四日（丙戌）京城に近きにより、山城國紀伊郡の深草山の西面に葬埋することを禁ず。

〔類聚國史〕 卷第七十九 政理一 禁制

十一年八月丙戌。禁_レ葬_二埋_一山城國紀伊郡深草山西面。縁_レ近_二京城_一也。

〔日本紀略〕 前篇十三

八月丙戌。禁_レ葬_二埋_一山城國深草山西面。縁_レ近_二京城_一也。

【参考】

〔令義解〕 喪葬

凡皇都_謂天子所居也。及道路_謂公行之道路皆是。側近。並不_レ得_二葬埋_一。

九日（辛卯）大雨洪水あり。

〔日本紀略〕 前篇十三

辛卯。大雨洪水。

十一日（癸巳）赤目埼に幸し、洪水を覽たまふ。

〔日本紀略〕 前篇十三

癸巳。幸_二赤目埼_一。覽_二洪水_一。

十二日（甲午）水害に遇ひし百姓を賑贍せしむ。

〔日本紀略〕 前篇十三

甲午。遣使賑贍百姓。以遇水害也。

十七日(己亥) 曲宴ありて、五位以上に帛を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

八月己亥。曲宴。賜五位以上帛有差。

二十日(壬寅) 制を下して、隼人の調を偏く輸さしむ。

〔類聚國史〕 卷第百九十 風俗 隼人

十一年八月壬寅。制。頃年隼人之調。或輸或不輸。於政事。甚涉不平。自今以後。宜令偏輸。

雜載

〔長岡京木簡〕 (木簡研究三一28)

(三)・「讚岐國山田郡田郷舍^(權方)□^(人カ)□×

・「延曆十一年八月七日

(105) × 19 × 3 039

九月 大盡
癸丑朔

四日（丙辰） 曲宴ありて、五位已上に物を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊宴

九月丙辰。曲宴。賜五位已上物有差。

九日（辛酉） 大原野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

九月辛酉。遊獵于大原野。

〔日本紀略〕 前篇十三

九月辛酉。遊獵于大原野。

二十一日（癸酉） 栗前野に遊獵し、五位已上に衣被を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

癸酉。遊獵于栗前野。賜五位已上衣被。

二十五日（丁丑） 登勒野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

丁丑。遊獵于登勒野。

二十七日(己卯)任官あり。

〔日本紀略〕前篇十三

己卯。任官。

〔公卿補任〕延曆十五年條・弘仁元年條

(參議) 從四位下 紀梶長^{四十} (中略) 十一年九月己卯兵部少輔(後略)

(參議) 正四位下 巨勢野足^{六十} (中略) 十一年九月廿七日己卯兼陸奥介。(後略)

二十八日(庚辰)交野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

庚辰。遊^一獵於交野。

雜 載

〔長岡京木簡〕(木簡研究三一28)

(四)・「讚岐國山田郡^(三谷)郷^(上)□□□□□□□□□□

・「延曆十一年九月一日

」 173×(9)×3 081

十月 小盡
癸未朔

一日 (癸未) 外虜を懐くるにより、陸奥國の俘囚吉弥侯部眞麻呂・大伴部宿奈麻呂に位を授く。

〔類聚國史〕 卷第百九十 風俗 俘囚

冬十月癸未朔。陸奥國俘囚吉弥侯部眞麻呂。大伴部宿奈麻呂。敍_二外從五位下。懷_二外虜也。

〔日本紀略〕 前篇十三

十月癸未朔。陸奥國俘囚二人敍_二外從五位下。懷_二外虜也。

十三日 (乙未) 大原野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

十月乙未。遊_二獵于大原野。

二十五日 (丁未) 路遠きを以て相模國の橘・伊豫國の瓜を獻することを停む。

〔類聚國史〕 卷三十三 帝王十三 御膳

桓武天皇延曆十一年十月丁未。停_二相模國獻_レ橘。伊豫國獻_レ瓜。以_二路遠也。

〔日本紀略〕 前篇十三

丁未。停_二相模國獻_レ橘。伊豫國獻_レ瓜。以_二路遠也。

【参考】

〔延喜式〕 卷三十一 宮内省・卷三十三 大膳下・卷三十七 典藥寮

諸國例貢御贄

(中略) 相模。甘子。橘子。(後略)

諸國貢進菓子

(中略) 相模國。橘子十擔。(後略)

諸國進年料雜藥

伊豫國卅二種(中略) 瓜蒂二兩(後略)

○このほか、天平十年度駿河國正税帳に相模國の橘進上のこと見ゆ。

二十七日(己酉) 五位已上の上日は内裏の上日を通計せしむ。

〔類聚符宣抄〕 卷第十 五位已上朝參上日

五位已上上日事

右^(藤原繼繩)大臣宣。太政官所送五位已上上日。自今以後。宜通計内裏上日。勿獨點朝座上日而已。

延曆十一年十月廿七日

即日面召式部大丞藤原友人一宣告了。

二十八日(庚戌) 勅して、京畿の百姓に田を班ちたまふは、男の分は令に依り、其餘を女に給ふ。

〔類聚國史〕 卷第五百五十九 田地上 口分田

十一年十月庚戌。勅。班京畿百姓田者。男分依令給之。以其餘給女。其奴婢者。不在給限。

○本年の班田のために、畿内班田使が任命されしこと延曆十年八月五日條(『續紀史料』二十一640)、葛野郡の口分田が京に収公されるにより、山背國の雜色田を百姓に班給せしこと延曆十二年七月十五日條參照。

十一月 大盡
壬子朔

一日 (壬子) 日、蝕することあり。

〔日本紀略〕 前篇十三

十一月壬子朔。日有_レ蝕。

三日 (甲寅) 陸奥の夷俘・俘囚を朝堂院に饗し、詔して、爵位を授けたまふ。

〔類聚國史〕 卷第九十 風俗 俘囚

十一月甲寅。饗_二陸奥夷俘爾散南公阿波蘇。宇漢米公隱賀。俘囚吉弥侯部荒嶋等於朝堂院。阿波蘇。隱賀並授_二爵第一等。荒嶋外從五位下。以_レ懷_レ荒也。詔曰。蝦夷爾散南公阿波蘇。宇賀米公隱賀。俘囚吉弥侯部荒嶋等。天皇朝_ル參上仕奉_号。今者己國_ル罷去_天仕奉_牟止_白止聞食行_号。冠位上賜_比。大御手物賜_止久宣。又宣_久自_レ今往前_母伊佐乎_之久仕奉_波。益々_須治賜物_曾止_宣大命_乎聞食_止宣。

○夷爾散南阿破蘇、入朝を望むにより、路次の國をして軍士三百騎を擇びて國堺に迎接せしめしこと、七月二十五日條參照。

十四日 (乙丑) 故入唐大使藤原清河の家を捨して寺と爲し、濟恩院と號づく。

〔類聚國史〕 卷第八十 佛道七 諸寺

十一年十一月乙丑。聽_捨故入唐大使贈從二位藤原朝臣清河家_二爲_レ寺。号曰_二濟恩院_一。

○藤原清河が遣唐大使に任じられしこと天平勝寶二年九月二十四日條〔續紀史料〕九下170 參照。なお、唐で客死せし清河に正二位を贈りしこと延暦二十二年三月丁巳 (三日) 條に見ゆ。

十七日 (戊辰) 群臣を宴し、大歌・彈琴の人に位を授く。

〔類聚國史〕 卷第九 神祇九 新嘗祭

十一年十一月戊辰。宴群臣。賜物有差。大歌彈琴人正六位上巨勢王。甘南備真人國成。大宅朝臣廣足授從五位下。

十九日（庚午）勅して、位・季祿を賜ふ時は、自づから大藏省に参りて受けしめたまふ。

〔類聚三代格〕 卷第二十 斷罪贖銅事

太政官符

應送五位已上歷名事

右得彈正臺解一稱。去延曆十一年十一月十九日勅。例賜位祿季祿時者。諸五位已上自參大藏省受。若不參者彈正糾之者。而依無歷名不便勸之。謹請處分者。右大臣宣。奉勅。式部省寫五位已上歷名臨時送臺。其六位已下者專預彼省者。宜承知依宣行之。自今以後。永爲恒例。

弘仁二年五月十三日

〔政事要略〕 卷第二十七 年中行事十一月 給春夏季祿

弘式格云。應送五位以上歷名事

右得彈正臺解一稱。去延曆十一年十一月十九日勅。例賜位祿季祿時者。諸五位以上。自參大藏省受。若不參者彈正糾之者。而依無歷名不便勸之。謹請處分者。右大臣宣。奉勅。式部省寫五位以上歷名。臨時送臺。其六位以下者。專預彼省者。宜承知依宣行之。自今以後永爲恒例。

弘仁二年五月十三日

勅して、内外の諸司の人、薄き色の朝服を着ることを禁ず。

〔政事要略〕 卷第六十七 糺彈雜事 男女衣服并資用雜物

弘彈格云。太政官符。應聽内外諸司人着薄朝服事

右檢去延曆十一年十一月十九日勅。例禁着件色。今被右大臣宣一稱。奉勅。自今以後。宜莫禁制。

弘仁五年閏七月廿六日

〔西宮記〕 卷第三 裏書

弘仁五年閏七月廿六日符云。應_レ聽_三内外諸司人着_二薄朝服_一事。

右檢去延曆十一、十一、十九、勅例。禁_レ着_二件色_一。今被_二右大臣宣_一。奉_レ勅自今以後。宜莫_二禁制_一。

二十四日(乙亥) 雪雨るにより、近衛官人已下に綿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第六十五 祥瑞上 雪

桓武天皇延曆十一年十一月乙亥。雨_レ雪。近衛官人已下。賜_レ物有_レ差。

二十五日(丙子) 大雪により、駕輿丁已上に綿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第六十五 祥瑞上 雪

丙子。大雪。駕輿丁已上。賜_レ綿有_レ差。

二十八日(己卯) 永えに出羽國の平鹿・最上・置賜三郡の狄の田租を免す。

〔類聚國史〕 卷第八十三 政理五 免租税

十一年十一月己卯。永免_二出羽國平鹿。最上。置賜三郡狄田租_一。

年中の出舉の雜用を除く諸國の古稻は、咸く糙と爲さしむ。

〔延曆交替式〕

太政官符。應_レ糙_二諸國古稻_一事。得_二民部省解_一。被_二太政官去延曆五年三月廿八日宣_一。諸國正税。除_二論定公廨并
年中雜用_一之外。殘穎滿_二卅万束_一。宜_レ返_二却正税帳_一。若不_レ及者。留_レ帳勘申者。諸國不_レ務_二糙成_一古稻稍多。交替之日。

彼此有_レ煩。爲_レ糙之時。還陳_二耗損_一。望請。除_二年中出舉雜用_一之外。不_レ遺_二束把_一。咸皆爲_レ糙者。省宜承知。依_レ件施行。

延曆十一年十一月廿八日

〔類聚三代格〕 卷第八 不動々用事

太政官符

應_レ停_二止除_一出_二舉正稅_一本稻_一以外盡令_レ糙事

右得_二東海道觀察使從三位行式部卿藤原朝臣葛野麻呂解_一稱。檢_下太政官去延曆十八年五月廿日下_二諸國_一符_上稱。太政官去延曆十七年九月十七日符稱。自今以後。出_二舉正稅_一。給_レ穀。收_レ穀立爲_二恒例_一者。今被_二右大臣宣_一稱。奉_レ勅。如聞。稻有_二早晚_一。各任_二土宜_一。而盡_レ類爲_レ穀。種子難_レ弁。宜_下本者收_レ穎利者納_レ穀。不_レ絶_二本穎_一。廻充_二種子_一。本稻之外不_レ得_レ收_レ穎。若有_二過_一限收_レ穎者。國郡官司科_二違勅罪_一者。今或國司等偏執_二此符_一。公廩利稻并年中雜用皆悉令_レ糙。其收_レ糙之儲將_レ充_二遠貯_一。而今日勞_レ糙。明年盡用。徒有_二民弊_一。曾無_二公益_一。望請。依_二延曆十一年十一月二十八日符_一。年中雜用并公廩等稻不_レ勞_レ爲_レ糙。以省_二民弊_一者。右大臣宣_レ。奉_レ勅。依_レ請。

大同元年八月廿五日

〔日本後紀〕 卷十四 平城天皇 大同元年八月乙酉（二十五日）條

乙酉。參議東海道觀察使從三位藤原朝臣葛野麻呂言。延曆十七年格。出_二舉正稅_一。給_レ穀收_レ穀。立爲_二恒例_一者。而今奉_レ勅。稻有_二早晚_一。各任_二土宜_一。而盡_レ類爲_レ穀。種子難_レ辨。宜_下本者收_レ穎。利者納_レ穀。不_レ絶_二本穎_一。廻充_二種子_一。本稻之外。不_レ得_レ收_レ穎。若有_二過_一限收_レ穎者。國郡官司。科_二違勅罪_一者。今或國司等。偏執_二此格_一。公廩利稻并年中雜用。皆悉令_レ糙。其收_レ穎穀_一之意。本爲_二遠貯_一。而今日勞_レ糙。明年盡用。從有_二民弊_一。曾無_二公益_一。伏望依_二延曆十一年十一月廿八日格_一。年中雜用并公廩等稻。不_レ勞_レ爲_レ糙。以省_二民弊_一者。許_レ之。

○『日本後紀』の文は、『類聚國史』卷八十三、政理五にも見ゆ。なお、諸國の正稅の殘穎が卅万束に滿つれば正稅帳を返却し、及ばざれば帳を留めて勘申せしこと延曆五年三月二十八日條（『續紀史料』二二一—24）參照。

閏十一月 小盡
壬午朔

一日(壬午)新たに彈例八十三條を制し、彈正臺に賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第百七 職官十二 彈正臺

桓武天皇延暦十一年閏十一月壬午朔。新制彈例八十三條。賜彈正臺。文多不載。

〔日本紀略〕 前篇十三

閏十一月壬午朔。新彈例八十三條賜彈正臺。

〔參考〕

〔彈例〕 逸文

・彈例云。四月八日。七月十五日。京中諸寺齋會之時。遣巡察彈正等。糺彈非違事。〔本朝月令〕四月八日灌佛、〔執柄家年中行事〕四月八日彈正檢察東西寺事

・彈例曰。凡相_レ遇親王者。三位下馬而立。四位已下跪坐。但大臣_レ殿馬側立。(中略)又條云。三位_レ於宮中、遇_レ親王者。跪坐。但大臣_レ不_レ得_レ跪坐者。為見古禮載之。依_レ式文_レ不_レ行。(〔政事要略〕卷六十九、致敬拜禮下馬)

・彈例云。若座無弼已上官者。不_レ得_レ輒_レ五位已上者。若座無_レ佐。縱雖_レ有_レ尉。至于五位以上。猶似不_レ可_レ推勘也。(〔政事要略〕卷六十一、檢非違使)

・彈例云。衣之體制。准袖裁縫。其表衣長令見袴襪。不_レ得_レ著_レ地。襖子。汗衫。宜亦准_レ此減却。(〔政事要略〕卷六十七、男女衣服并資用雜物)

・又去大同二年八月十九日下彈正台例云。雜石腰帶。畫飾大刀。及素木鞍橋。獨射_□葦鹿_□羆皮等。一切禁斷者。(〔日本後紀〕弘仁元年九月乙丑條)

・依_レ大同二年八月十九日彈例。為見_レ古所_レ制者。一切禁斷。(〔西宮記〕臨時八、服者裝束)

・依大同四年五月十二日膳勅符。更聽_三著用。(『西宮記』臨時八、服者裝束)

・今案彈例云。彈官人及雜色人者。具録_三犯狀_一移_三刑部省_一令_三斷罪_一者。(『類聚三代格』卷二十、斷罪贖銅事、嘉祥二年十二月十六日太政官符)

・去延曆十一年十一月十九日勅。例賜_三位祿季祿_一時者。諸五位已上自參_三大藏省_一受。若不_レ參者彈止_レ札之者。(『類聚三代格』卷二十、斷罪贖銅事九、弘仁二年五月十三日太政官符)

○新彈例が公布されしこと本年十一月十九日條參照。なお、再び彈例が制定されしこと大同二年八月十九日條に見ゆ。

任官あり。

〔日本紀略〕 前篇十三

閏十一月壬午朔。(中略) 任官。

二日(癸未) 水生野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

閏十一月癸未。遊_三獵于水生野_一。

四日(乙酉) 多治比真人子姉卒す。

〔日本紀略〕 前篇十三

乙酉。多治比子姉卒。參議大中臣諸魚母也。先是。諸魚進_三家譜_一云。中臣朝臣任_三神祇伯_一者。是天照大神神主也。累世相承。遭_レ喪不_レ解者。勅。雖_レ不_レ躬_三喪紀_一。不_レ可_レ供_三神事_一。宜_レ令_レ修_三其服_一。

〔祭主補任〕

乙酉。從四位□多治比真人子姉卒。故右大臣正二位大中臣朝臣清麻呂之妻。參議從四位下守近衛大將兼神祇伯行式部

中臣朝臣清麻呂の妻、諸魚の母

大輔近江守諸魚之母也。中臣朝臣任神祇伯者。是天照大神神主也。累世相承。遭喪不解者。勅。雖不躬喪紀。不可供神事。宜令修其服。

○無位から從五位下に敍せられしこと神護景雲二年十月十五日(『續紀史料』十五頁100)、從五位上より正五位下に敍せられしこと寶龜三年正月十日(『續紀史料』十六頁313)、右大臣第へ行幸ありし時正五位上に敍せられしこと同三年二月十七日(『續紀史料』十六頁325)、從四位下に敍せられしこと同七年正月七日(『續紀史料』十七頁314)、右大臣第へ行幸ありし時從四位上に敍せられしこと同九年四月十八日(『續紀史料』十八頁31)、正四位下に敍せられしこと延暦五年正月十四日條(『續紀史料』二十一頁9)参照。

七日(戊子) 諸院を巡幸したまふ。還宮し、從官に祿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇巡幸

閏十一月戊子。巡幸諸院。還宮。賜從官祿有差。

〔日本紀略〕 前篇十三

戊子。巡幸諸院。

九日(庚寅) 葛葉野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

庚寅。遊獵于葛葉野。

十一日(壬辰) 畿内の百姓、或ひは戸口を増し、或ひは生年を加へ姦詐多し。勅して、眞偽を勘して田を給ふべしとのたまふ。

〔類聚國史〕 卷第五百五十九 田地上 口分田

閏十一月壬辰。勅。今聞。畿内百姓。姦詐多端。或競增戸口。或浪加生年。宜勘眞偽。乃給其田。若致疎略。處以重科。

伊豫國、白鹿を獻る。

〔日本紀略〕 前篇十三

壬辰。伊豫國獻_二白鹿_一。

【参考】

〔延喜式〕 卷二十一 治部省

（前略）白鹿_{仁鹿也。色如_二霜雪_一。}（中略）

右上瑞

十六日（丁酉）大原野に遊獵し、五位已上に綿を賜ふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

丁酉。遊_二獵于大原野_一。日暮還宮。賜_二五位已上綿_一有_レ差。

十八日（己亥）高橋津に幸し、石作丘に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

己亥。幸_二高橋津_一。便遊_二獵于石作丘_一。

二十日（辛丑）明經の徒に漢音を習はしむ。

〔日本紀略〕 前篇十三

辛丑。勅。明經之徒。不_レ事_レ習_レ音。發聲誦讀。既致_二訛謬_一。宜_レ熟_二習漢音_一。

〔弘仁格抄〕 上 格卷三

應_レ令_下明經生_一習_ヒ音事

延曆十一年閏十一月廿日

○漢音を習はざる年分度者の得度を認めざること延曆十二年四月二十八日條參照。

二十四日（乙巳）登勒野に遊獵したまふ。

〔類聚國史〕 卷第三十二 帝王十二 天皇遊獵

乙巳。遊_レ獵于登勒野_一。

二十八日（己酉）征東大使大伴乙麻呂、辭見す。

〔日本紀略〕 前篇十三

己酉。征東大使大伴乙磨辭見。

○乙麻呂（弟麻呂）に節刀を賜ひしこと延曆十三年正月一日條、節刀を進りしこと同十四年正月二十九日條、征夷大將軍以下に爵級を賜ひしこと同年二月二日條參照。

十二月 小盡
辛亥朔

二十七日(丁丑) 恪勤を懈らぬ東大寺の金光明寺奴廣前ら、天平勝寶元年十二月廿七日の勅旨に依りて、放免し良に従はしむ。

〔東大寺要録〕 卷第十 雜事章之餘

日本後紀 四十卷

延曆十一年十二月丁丑。東大寺三綱言。案去天平勝寶元年十二月廿七日勅曰。以奴婢等奉施金光明寺。其年至六十已上及癡疾者。准官奴婢。依命行之。雖非高年。立性恪勤。駢使無違。衆僧矜請。放免從良者。今奴廣前等。恪勤非懈。駢使合心。伏請從良。許之焉。

○東大寺に奴婢を施入せしこと天平勝寶元年十二月二十七日條(『續紀史料』九上―706) 參照。

是 歲 雜載

〔日本後紀〕卷二十二 嵯峨天皇 弘仁三年六月辛丑(十五日)條

辛丑。大和國人故正六位上忍海原連鷹取追賜_二姓朝野宿祢_一。鷹取之子從五位下朝野宿祢鹿取言。去延歷十一年詐爲_二叔父正六位上朝野宿祢道長之子_一。既得_二出身_一并改_レ姓。今道長自有_二繼嗣_一。伏請還_レ付本生。得_レ承_二家門_一者。許_レ之。又依_二鹿取請_一。追改_二鷹取姓_一。

〔續日本後紀〕卷十三 仁明天皇 承和十年六月戊辰(十一日)條

戊辰。參議從三位勳六等兼越中守朝野朝臣鹿取薨。鹿取者。元大和國人。正六位上忍海原連鷹取之子也。叔父從六位上朝野宿祢道長爲_レ子出身。延曆十一年自言歸_二父戶_一。追賜_二父鷹取姓宿祢_一。(後略)

〔公卿補任〕

延曆十一年 申

右大臣 從二位 藤繼繩 皇太子傅。中衛大將。

大納言 正三位 同小黒麿 中務卿。皇后宮大夫。

紀船守_{六十} 四月二日薨。式部卿。近衛大將。天皇甚哀悼。不視事三日。贈右大臣正二位。(參議

五年。中納言七年。近衛大將八年。大納言二年。)

參議 正四位上 神王 彈正尹。下總守。

紀古佐美_{六十} 征夷大將軍。中衛中將。二月兼但馬

守。四月兼右衛門督。春宮大夫左大辨如元。

正四位下

壹志濃王_{六十} 治部卿。

從四位上

大伴潔足^{七十} 兵部卿。十月二日卒（勞三年）。

石川眞守 右大辨。二月丁亥兼大和守。四月轉兼左

京大夫。

從四位下

大中臣諸魚 四月乙巳兼近衛大將。伯。式部大輔。

藤雄友 左衛門督。播磨守。四月乙巳任大藏卿。

〔七大寺年表〕

延曆十一年壬申

同帝

僧正善珠

大僧都賢璟

少僧都行賀^{興福寺別當}

玄^{卒歟辭歟。故大德弟子}

中律師善榮

律師善上

等定

永忠

善藻

善謝

是年。近江國水田一百町。勅施^{三人}梵釋寺^一。

〔元亨釋書〕卷第二十三 資治末四 桓武

十有一年。（中略）納^二田于梵釋寺^一。